

個人情報保護委員会（第322回）議事概要

- 1 日 時：令和7年5月16日（金）10:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、
高村委員、小笠原委員、宍戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：令和6年度年次報告（案）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「記載内容について今後の検討課題として1点述べる。年次報告には当該年度の活動内容に加えて年度当初に活動方針等として掲げた目標に対する達成度や主要な業績指標の経年比較分析などの記載を充実させていただくと、よりPDCAが明確になるとともに国民に対する説明責任もより効果的に果たせることになるのではないかと考える。検討をお願いしたい」旨の発言があった。

大島委員長代理から「この年次報告を通じて、令和6年度を振り返ると、主なものとして、個人情報保護法の「いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」については、「中間整理」を公表した後、「検討会」において、主に課徴金制度及び団体による差止請求制度・被害回復制度について議論し、また、並行して、個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項について検討を深めるためのヒアリングを行うなど、関係者との対話も重ねながら、取組を進めてきた。これらを踏まえ、制度的な論点を再整理し、想定される具体的な規律の方向性に関する考え方等を示すなど、見直しに向けた検討に一定の進展があったものと思う。

監視・監督については、漏えい等事案に関する報告の処理件数について、個社要因によるところもあるが、前年度比で倍増しており、委員会が社会から求められる役割はますます増大していると実感している。そのような中、令和6年度より事業者等における適正な個人情報及び特定個人情報の取扱い等に資するよう、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」、「漏えい等報告の処理状況」及び「総合的な案内所等の受付状況」の公表を開始したことは、意義のある取組だと思う。

国際協力については、令和6年11月に委員会が主催した第62回APPAフォーラム本会合及びサイドイベントにおいて、委員及び専門委員が登壇し、委員会の取組について積極的に発信し議論に貢献するなど、我が国のプレゼンスを高めることができたと思う。また、DFFT推進の観点から、特にEU

及び英国との十分性認定の対象範囲を拡大させるための協議を大きく進展させることができた。

今後とも、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図るという委員会の任務を果たすことで、引き続き国民の皆様の期待や信頼に応えていくことが重要と考える」旨の発言があった。

原案のとおり決定し、閣議請議等の手続を進めることとなった。

なお、本議題については、国会報告前のものであることから、資料、議事録及び議事概要について、後日公表することとなった。

(2) 議題2：有限会社ビジネスプランニングに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

以上